

厚生科学審議会感染症部会参加規程の改訂について

1. 改訂の内容

現在、試行的な取り組みとして、利益相反に係る各委員からの申告内容について製薬企業等に確認を求める取り組みを行っているが、この取り組みを本格的に導入し、厚生科学審議会感染症部会参加規程に盛り込むこととしてはどうか。

2. 厚生科学審議会感染症部会参加規程改訂案

改正案	現行
第1条～第11条 （略） （委員等からの申告） 第12条 申告対象期間は分科会等の開催日の属する年度を含む3年度とし、分科会等の開催の都度、その寄付金・契約金等について、最も受取額の多い年度等につき、自己申告するものとする。 （企業への確認） 第13条 第5条第1項第一号（第6条第1項において準用する場合を含む。）に基づく申請資料作成関与者に該当するか否かの申告、第7条に基づく特別の利害関係を有する場合の申出及び前条に基づく寄付金・契約金等の受取額の自己申告について、委員等は、事務局を通じ企業に対し、企業が情報公開のために保有するデータを活用して必要な確認を求めるものとし、事務局からの報告を踏まえ、必要に応じて、補正を行うものとする。 なお、上記確認に関し、委員等は、事務局が当該委員等の自己申告に関する情報を企業とやりとりすることについて、初めての自己申告時まで、あらかじめ同意するものとし、事務局は、必要に応じて企業に対して、こうした同意を得ている旨を申し添えることができるものとする。 （特例） 第14条 （略） （情報の公開） 第15条 （略）	第1条～第11条 （略） （委員等からの申告） 第12条 申告対象期間は分科会等の開催日の属する年度を含む3年度とし、分科会等の開催の都度、その寄付金・契約金等について、最も受取額の多い年度等につき、自己申告するものとする。 （新設） （特例） 第13条 （略） （情報の公開） 第14条 （略）